9　紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の行政裁判所若しくは司法裁判所又は第二十七条5に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、その選択は、最終的なものとする。当該紛争投資家は、その後は同条5に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

10　いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び一方の締約国の投資家が第二十七条5に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この10の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第三十条　仲裁裁判所の設置

1　仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2　投資紛争がこの章の規定による仲裁に付託された日から七十五日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命することができない場合には、紛争当事者のいずれも、事務局長に対し、この条に規定する要件に従うことを条件として、ＩＣＳＩＤの仲裁人名簿からいまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。事務局長は、その任命を自己の裁量により及び実行可能な限り紛争当事者の意見を聴取した後に行うべきである。

3　裁判長となる仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であってもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者とも提携していてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

4　紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が国際公法、外国投資に関する法又は紛争当事者の間に生じた投資紛争の対象となっている事項について専門知識及び能力を有すべきであることを考慮する。

5　2の規定の適用上、紛争当事者は、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、当該紛争当事者は、事務局長に対し、自らが指定した国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

6　紛争当事者は、仲裁人に支払われる報酬について合意することができる。紛争当事者が仲裁人に支払われる報酬について仲裁裁判所の設置の前に合意に達しない場合には、ＩＣＳＩＤにおいて随時定められる報酬及び費用であって仲裁裁判所の設置の時において有効であるものが適用される。

第三十一条　準拠法

仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

注釈　仲裁裁判所は、国際法に従い、及び関連があり、かつ、適当な場合には、紛争締約国の法令を考慮することができる。もっとも、仲裁裁判所は、この協定の違反を構成するとされる措置の合法性について紛争締約国の国内法令に基づいて決定する管轄権は有しない。

第三十二条　仲裁手続における他方の締約国のための透明性

紛争締約国は、他方の締約国に次のものを提供する。

(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に提供する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し（他方の締約国の要請に基づき、かつ、他方の締約国の費用負担により提供する。）

第三十三条　仲裁地

仲裁は、紛争当事者が合意する国において行う。紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁裁判所が、ニューヨーク条約の締約国内の場所を決定する。

第三十四条　先決問題

仲裁裁判所は、本案について決定する前に、管轄権及び受理可能性に関する紛争締約国の異議について先決問題として取り扱い、及び決定する。仲裁裁判所は、紛争締約国の異議について決定するに当たり、正当な理由があるときは、主張を認められた一方の紛争当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用（弁護士の費用を含む。）を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、請求又は異議に根拠がなかったか否かについて検討するものとし、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

第三十五条　暫定的な保全措置

仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（一方の紛争当事者が所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は第二十七条2に定める違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。

第三十六条　専門家による報告

仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の要請に基づき、又は仲裁裁判所の職権により（紛争当事者が承認しない場合を除く。）、仲裁手続において一方の紛争当事者が提起した環境、保健、安全その他科学的な事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争当事者が合意する条件に従って、一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則により認められるその他の専門家の任命を妨げない。

第三十七条　複数の請求の併合

1　いずれの紛争当事者も、第二十七条2の規定による仲裁に二以上の請求が別個に付託されており、かつ、それらの請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じている場合には、2から10までに定める条件に従って併合の命令を求めることができる。

2　この条の規定による併合の命令を求める一の紛争当事者は、事務局長に対し、この条の規定による一の仲裁裁判所を設置するよう書面により要請するものとし、その要請に次の事項を明記する。

(a)　命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の氏名又は名称及び住所

(b)　求める命令の内容

(c)　命令を求める根拠

3　事務局長が2の規定による要請を受領した後六十日以内に当該要請について明らかに根拠がないと判断する場合を除くほか、一の仲裁裁判所がこの条の規定により設置される。

4　この条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、命令の対象となることを求められた全ての紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、次の規定に従い三人の仲裁人により構成する。

(a)　一人の仲裁人は、全ての紛争投資家の合意により任命される。

(b)　一人の仲裁人は、紛争締約国により任命される。

(c)　裁判長となる仲裁人は、事務局長により任命される。ただし、当該裁判長となる仲裁人は、いずれの締約国の国民であってもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者とも提携していてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

5　事務局長は、2の規定により行われた要請を受領した後六十日以内に紛争締約国又は紛争投資家が4の規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、命令の対象となることを求められた紛争当事者のいずれかによる要請に基づき、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命する。事務局長は、紛争締約国が仲裁人を任命することができない場合には当該紛争締約国の国民を仲裁人に任命するものとし、紛争投資家が仲裁人を任命することができない場合には紛争締約国でない締約国の国民を仲裁人に任命する。